

# 令和5年度 新潟市行政文書選別について

新潟市文書館 2023.12

# 1 行政文書の選別とは

○行政文書は所定の保存年限を終えた後、

「廃棄」または特定歴史公文書として文書館に「移管」  
されます。

○特定歴史公文書は

行政文書としての保存年限を終えた後

「市政を検証するために後世に残すべき重要な文書」と  
認められ移管されたものが該当します。

○保存年限を終えた行政文書を「廃棄」するか「移管」するかを  
行政文書の選別と呼んでおります。

## 2 行政文書の選別の方法

- 行政文書の選別は、新潟市公文書管理条例(以下「条例」)に基づき、保存年限が満了した文書を対象に行います。
- ただし、条例が対象とするのは、条例が施行された令和4年4月1日以降に編成され、保存年限を満了した行政文書です。
- 現在は、施行から日が浅く、上記に当てはまる文書がありませんので、条例附則規定の経過措置規定に基づき、従前の選別方法として、新潟市文書館が選別を実施する形態を執っております。

## 【条例に基づく選別】

○保存年限を満了した行政文書を、その実施機関が選別。  
文書館助言の後、審議会で審議。

令和4年4月以降編成

保存年限満了

実施機関選別

審議会へ

## 【条例附則経過措置選別】※今年度

○保存年限を満了した行政文書を、文書館が選別し  
審議会で審議。

令和4年4月以前編成

保存年限満了

文書館選別

審議会へ

■文書館選別：旧要綱に基づく、歴史資料性のある文書の取得

### 3 文書館による経過措置期間の選別について

- 文書館による選別は、条例制定前より実施し、全国的な動向を踏まえ、歴史的価値のある文書を移管してきました。
- 今年度より、将来的な条例施行後文書選別を円滑に行うため、条例を準用し、それによる事例の蓄積を図っています。
- 準用に当たっては、国ガイドライン、先進自治体評価選別基準等を参照しております。

## 【定義】

移管されるべき保存年限を満了した行政文書

条例第2条第3項

「市政を検証するために後世に残すべき重要な文書」

## 【定義に該当する文書の基本的な考え方】

国「行政文書の管理に関するガイドライン」、

先進自治体選別基準を参照し仮置き。→将来的に制定

- (1) 市実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施並びに実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 本市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

## 【令和5年度文書館選別】

○条例定義の対象文書の「市政検証性」の有無を判定。

↳該当文書の基本的な考え方(1)～(4)のいずれに該当するか判定しました。

○上記の後、新潟市行政文書管理規則別表(レコードスケジュール)の保存期間満了時の措置との照合を実施しました。

○上記のほか、通知文等、定型的な事務文書は廃棄と判定しております。

○結果として、令和5年度移管対象として201行政文書ファイルを選定しました。

## 4 条例準用による課題と対策

○現在、条例は制定されましたが、細目の運用、行政文書の分類を規定する細目基準等は未制定の状況です。

○制定には、国、先進自治体等の制度、事例等を参照すると共に、本市行政文書事例を蓄積し、制度化する必要があります。

○このため、選別経過措置期間中に、文書館による選別事例を蓄積すると共に、課題を把握し、審議会と協議を重ねていきたいと考えております。

## 【令和5年度選別課題】

○「市政検証性」の有無を判定する該当文書の基本的な考え方と新潟市行政文書管理規則別表(レコードスケジュール)の保存期間満了時の措置との不一致事例が生じています。

↳細目基準を制定することで、「廃棄」または「移管」の細かなケース対応を規定し、不一致を解消することが可能となるものの、それにはより多くの事例の蓄積と審議会との協議が必要になると考えています。

○このため、今年度は文書館が「廃棄」と判断した不一致事例について、ご相談申し上げたいと考えております。

## 5 基本的な考え方とレコードスケジュールの不一致事例

(1)レコードスケジュール上は「許可、免許、承認、取消しその他の行政処分に関する文書」(移管)とあるが、市政を検証する基本的な考え方のいずれとも不一致となった事例

①措置入所事例

②自立支援事例

③税減免事例

④廃棄物等取扱業者許可事例

## ①措置入所事例

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第12条に  
該当する新潟市精神医療審査会にかかる行政文書ファイル

(こころの健康センター 「精神医療審査会」)

- 措置入所が妥当であるか等を外部有識者が判定審査を行う  
内容で、行政処分に相当。対象者に対する措置入所という  
かたちでの権利の制限に及ぶもの。

### <文書館選別判定>

結論:市政検証性を見出しがたく、文書館としては廃棄を提案

## <判定理由>

基本的な考え方の該当状況として、

- (1)法令に基づく事務であり、本市独自の政策形成・主体事務ではない。
- (2)対象者個人の権利にかかる事務であるが、国ガイドライン留意事項の「公益等の観点から重要と認められるもの」には該当しない。
- (3)市民を取り巻く社会環境には該当しない。
- (4)広く市民に認知され、影響を与える社会的事件に該当する案件ではない。

以上のとおり、いずれの基本的な考え方にも該当せず、従って市政検証性も見出しがたいと文書館としては判定する。

## ②自立支援事例

新潟市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱に基づく  
該当家庭への生活援助、子育て支援にかかる事業。

（こども家庭課 「母子父子自立支援プログラム策定事業」）

- 対象者要件を満たす家庭環境、生活状況等を記載した申請とその許可及び支援内容にかかる行政文書ファイル。

結論：市政検証性を見出しがたく、文書館としては廃棄を提案

## <判定理由>

基本的な考え方の該当状況として、

- (1)本市事業ではあるが、定型化された個別の申請許可事務であり、主体的な政策形成過程等を見いだせる内容ではない。
- (2)対象者家族の権利等にかかる支援事業だが、上記同様定型化された案件であり、また公益性を見いだせる内容ではない。
- (3)市民を取り巻く社会環境には該当しない。
- (4)広く市民に認知され、影響を与える社会的事件に該当する案件ではない。

以上のとおり、いずれの基本的な考え方にも該当せず、従って市政検証性も見出しがたいと文書館としては判定する。

### ③税減免事例

新潟市市税条例に規定される各市税及びその減免、猶予(分割納付)  
にかかる申請及び決定通知

(資産税関連各区各種税減免(資産税課)・・・18件)

- 減免、猶予要件を満たす旨を記載した所定様式の申請と  
その許可等にかかる行政文書ファイル。

結論:市政検証性を見出しがたく、文書館としては廃棄を提案

## <判定理由>

基本的な考え方の該当状況として、

- (1) 定型化された個別の申請許可事務であり、主体的な政策形成過程等を見いだせる内容ではない。
- (2) 対象者の権利等にかかるが、上記同様定型化された案件であり、公益性を見いだせる内容ではない。
- (3) 市民を取り巻く社会環境には該当しない。
- (4) 広く市民に認知され、影響を与える社会的事件に該当する案件ではない。

以上のとおり、いずれの基本的な考え方にも該当せず、従って市政検証性も見出しがたいと文書館としては判定する。

#### ④廃棄物等取扱業者許可事例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される一般廃棄物取扱にかかる申請許可、及び新潟市指定排水設備工事店規則にかかる指定業者の申請・指定取消にかかるもの

（一般廃棄物取扱等申請・許可(廃棄物対策課)・・・3件)

（指定排水工事店申請・取消(下水道企画経営課)・・・2件)

- 申請要件を満たす旨を記載した所定様式の申請とその許可等にかかる行政文書ファイル。

結論: 市政検証性を見出しがたく、文書館としては廃棄を提案

## <判定理由>

基本的な考え方の該当状況として、

- (1) 定型化された個別の申請許可事務であり、主体的な政策形成過程等を見いだせる内容ではない。
- (2) 個人の権利義務にかかる内容ではない。
- (3) 市民を取り巻く社会環境には該当しない。
- (4) 広く市民に認知され、影響を与える社会的事件に該当する案件ではない。

以上のとおり、いずれの基本的な考え方にも該当せず、従って市政検証性も見出しがたいと文書館としては判定する。

(2)レコードスケジュール上は「損失補償及び損害賠償に関する文書」(移管)とあるが、市政を検証する基本的な考え方のいずれとも不一致となった事例

①各種工事にかかる損失補償

- ・国道改良工事等にかかる支障物件補償等  
(西部地域土木事務所)・・・1件
- ・下水道工事にかかる補償及び  
水道管、ガスパイプ、電柱等の移設  
(西部地域下水道事務所)……6件

## <判定理由>

基本的な考え方の該当状況として、

- (1) 定型化された個別の補償、移設事務であり、主体的な政策形成過程等を見いだせる内容ではない。
- (2) 個人財産補償等を含むが、それが公益性があるとは言えない。
- (3) 市民を取り巻く社会環境には該当しない。
- (4) 広く市民に認知され、影響を与える社会的事件に該当する案件ではない。

以上のとおり、いずれの基本的な考え方にも該当せず、従って市政検証性も見出しがたいと文書館としては判定する。

## <不一致事例に対する文書館の考え方>

- 選別経過措置期間として、条例を準用しつつ選別を実施し、その将来的な条例運用の精度を高めるため、事例を蓄積します。
- 現在、事例及びその検討不足のため制定に及んでいない文書種別等の細目に及ぶ基準、マニュアル類の策定を将来的に行うため、基本的な考え方とレコードスケジュール等を照合し、文書館として「移管」または「廃棄」の判定を行い、細目未策定により生じたアンマッチ事案等については、審議会にお諮りしたいと考えております。
- 今般、それに基づき、特にレコードスケジュールと文書館判断の不一致案件についてご意見を頂戴したいと考えております。